

軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の取扱いについて

1.概要について

軽度者(要支援1・2、要介護1)の場合(※自動排泄処理装置については要介護3)は、その状態像から使用が想定しにくい以下の福祉用具については、原則として保険給付の対象外となります。

しかし、軽度者であっても一部の福祉用具貸与については、例外的に給付が認められる場合があります。(以下「例外給付」という。)

【例外給付対象品目】

- 車いすおよび車いす付属品 ○特殊寝台および特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具 ○体位変換器 ○認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト(つり具部分以外)
- 自動排泄処理装置(尿のみを自動吸引するもの以外)

	要支援1・2、要介護1	要介護2・3	要介護4・5
自動排泄処理装置(尿のみを自動吸引するもの以外)	原則、 保険給付対象外 ※要件に該当する場 合→例外給付の対象		保険給付対象
車いすおよび車いす付属品			
特殊寝台および特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト(つり具部分以外)			
手すり			
スロープ			
歩行器・歩行補助つえ			
自動排泄処理装置(尿のみを自動吸引するもの)			

2. 例外給付が認められる場合について

《例外①》、《例外②》、《例外③》の場合は、例外給付が認められます。

《例外①》または《例外②》⇒町への申請は不要です。P2、P3を参照

《例外③》⇒町への申請が必要です。P3を参照

≪例外①≫ ※町への申請は不要です

直近の認定調査の結果等から給付の必要性が認められる一定の状態(下記【表1】の状態像)にある軽度者は給付可能です。

【表 1】

	例外給付が認められる場合	基本調査の結果
ア 車いすおよび車いす付属品	①または②に該当する者	
	①日常的に歩行が困難な者	基本調査 1 - 7 歩行「できない」
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	ケアマネジメントにより判断
イ 特殊寝台および特殊寝台付属品	①または②に該当する者	
	①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1 - 4 起き上がり「できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 寝返り「できない」
ウ 床ずれ防止用具および体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 寝返り「できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	①、②のどちらにも該当する者	
	①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	○基本調査 3 - 1 意思の伝達 「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または ○基本調査 3 - 2 ～ 3 - 7 記憶・理解のいずれか 「できない」 または ○基本調査 3 - 8 ～ 4 - 1 5 問題行動のいずれか 「ない」以外 (その他主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。) ○基本調査 2 - 2 移動「全介助」以外
	②移動において全介助を必要としない者	基本調査 2 - 1 移乗 「全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具部分以外）	①～③のいずれかに該当する者	
	①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1 - 8 立ち上がり「できない」
	②移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査 2 - 1 移乗 「一部介助」または「全介助」
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	ケアマネジメントにより判断
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動吸引するもの以外)	①、②のどちらにも該当する者	
	①排便が全介助を必要とする者	基本調査 2 - 6 排便「全介助」
	②移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2 - 1 移乗「全介助」

≪例外②≫ ※町への申請は不要です

P2【表1】中の※ア②またはオ③については、該当する認定調査結果がないため、「医師の医学的所見」かつ「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により介護支援専門員が必要だと判断した場合は、給付可能です。

≪例外③≫ ※町への申請が必要です

例外①、②には該当しないが【表2】のⅠ～Ⅲのいずれかに該当することが、「医師の医学的所見」に基づき判断され、かつ「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により介護支援専門員が必要だと判断した場合は、給付可能です。

【表2】

Ⅰ) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に第23号告示第19号のイに該当する者 (例: パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
Ⅱ) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第19号のイに該当することが確実に見込まれる者 (例: がん末期の急速な状態悪化)
Ⅲ) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第19号のイに該当すると判断できる者 (例: ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

3. 町への申請方法について ≪例外③の場合≫

★提出書類

☐ 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書

☐ 医学的な所見の確認書類

(主治医意見書、医師の診断書、医師に聴取した意見の記録等)

☐ 介護予防支援経過記録またはサービス担当者会議の要点(第4表)

☐ 介護サービス・支援計画表もしくは居宅サービス計画書(第1表・第2表)

★提出方法

持参、郵送、電子申請フォームのいずれか

★提出先

〒869-1192 菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 介護保険課 介護保険係

★電子申請フォーム URL・QR コード

<https://logoform.jp/form/X72Q/1766627>



QR コード

4. 期間について

給付開始日→申請日(または事前相談日)

給付有効期間→介護認定有効期間終了日

※介護認定の新規・更新・区分変更の場合は、認定日から1ヶ月以内に提出してください。例外給付として認める期間は、認定の有効期間です。

5. 注意事項について

★主治医の意見

・単に診断名や「福祉用具〇〇が必要」といった記載のみでは、表2のⅠ～Ⅲのいずれの状態像に該当するか判断できないため、具体的な状態像についての記載をお願いします。不足している場合はその部分について確認をお願いします。

★再申請が必要な場合

・認定の更新申請、区分変更申請、居宅介護支援事業所を変更する場合は例外給付の再申請が必要となります。

・新たに種目の異なる福祉用具の貸与が必要な場合、すでに承認されている軽度者申請の内容に変更が生じた場合は再申請が必要となります。

★やむを得ない事情の場合(事前相談が必要です)

・急遽例外給付を受ける必要が生じた等の理由により、福祉用具貸与開始までに必要な書類をすべて提出することが困難な場合は、「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書」、他提出可能な書類のみ先に提出してください。やむを得ない事情があると判断した場合は、確認申請書が提出された日を申請日いたします。

★給付決定後について

・要介護の利用者は月1回のモニタリング、要支援1・2の利用者は介護予防ケアプランの評価によって必ずその必要性を見直し、その結果を記録する、かつ、6か月毎にケアプランの提出をお願いします。

★その他

※事後に行われた菊陽町の实地調査及び監査等によって、必要な手続きが行われていないことが判明した場合、保険給付の返還対象となることがあります。